第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年５月31日閣議決定）のポイント

現状と課題

我が国における３Ｒの進展

・　３Ｒの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により**最終処分量の大幅削減が実現**するなど、**循環型社会形成に向けた取組は着実に進展**。

循環資源の高度利用・資源確保

・　国際的な資源価格の高騰に見られるように、**世界全体で資源制約が強まると予想**される一方、**多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分**。

安全・安心の確保

・　**東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり**。

世界規模での取組の必要性

・　途上国などの経済成長と人口増加に伴い、**世界で廃棄物発生量が増加**。そのうち**約４割はアジア地域**で発生。
2050年には、2010年の２倍以上となる見通し

新たな目標

・　より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す**資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上**

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性（万円／トン）	25	37	**46**（＋85%）
循環利用率（%）	10	15	**17**（＋7ポイント）
最終処分量（百万トン）	56	19	**17**（▲70%）

（　）内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

2030年の循環型社会のイメージ

★自然界の循環と経済社会の循環が調和する 社会（**自然界に負荷を与えない範囲での資源利用・資源ストック型社会**）
★新たな**ライフスタイルへの転換**
★地域の特性を活かした**地域循環圏**の重層的形成
★**資源効率性**の高い社会経済システム
★**安全・安心**の実現
★**国際的な資源循環の最適化**

質にも着目した循環型社会の形成

①　リサイクルより優先順位の高い**２Ｒ（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築**
②　小型家電リサイクル法の着実な施行など**使用済製品からの有用金属の回収**と**水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進**
③　アスベスト、PCB等の**有害物質の適正な管理・処理**
④　東日本大震災の反省点を踏まえた**新たな震災廃棄物対策指針の策定**
⑤　エネルギー・環境問題への対応を踏まえた**循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用**
⑥　**低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化**

世界規模での取組の必要性

①　**アジア３Ｒ推進フォーラム**等、３Ｒ国際環境協力
②　**我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援**
③　**有害廃棄物等の水際対策を強化**するとともに、**循環資源の輸入**及び**循環資源の輸出の円滑化**

東日本大震災への対応

①　災害廃棄物の**着実な処理と再生利用**
②　放射性物質によって汚染された**廃棄物の適正かつ安全な処理**

循環型社会形成推進基本計画・三大指標（平成25年度）

資源生産性の推移

資源生産性（＝GDP/天然資源等投入量）

平成25年度の資源生産性は、平成12年度と比べ約53%上昇。しかし、平成22年度以降は減少傾向にあり、目標達成に向けた状況は厳しくなっている。

循環利用率

（＝循環利用量／天然資源等投入量＋循環利用量）

平成25年度の循環利用率は、平成12年度と比べ約6.1%上昇。平成22年度以降は横ばいだったが、平成25年度は増加に転じた。ただし、その増加については要因分析が必要。

循環利用率の推移

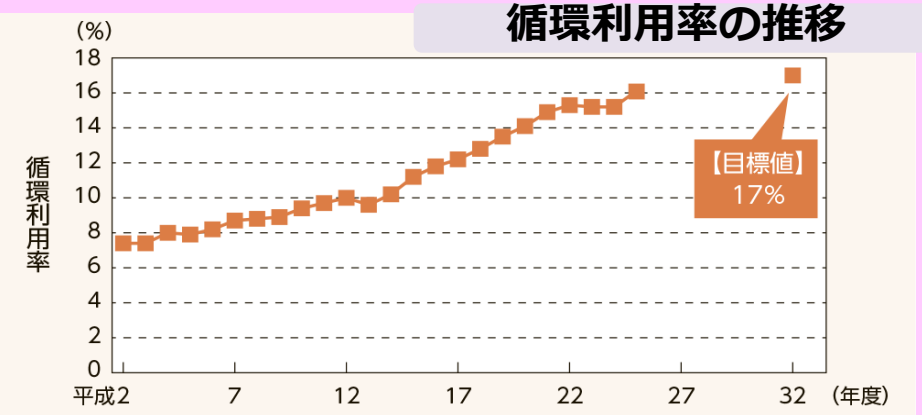

最終処分量の推移

最終処分量

平成25年度の最終処分量は、平成12年度と比べ約71%減少。平成25年度では既に目標値を達成。一方で、がれき類やばいじんが今後リサイクルの行き場を失い最終処分されないよう、３R取組を進めていく必要。

循環基本計画における取組指標例（廃棄物減量化）

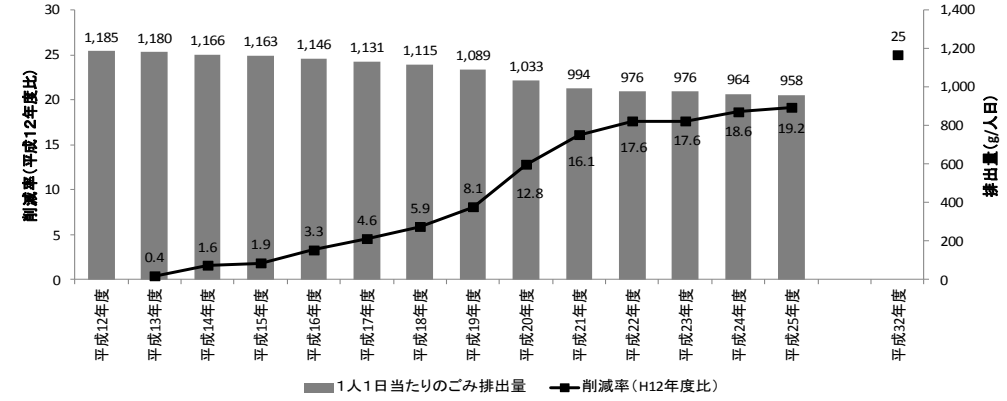

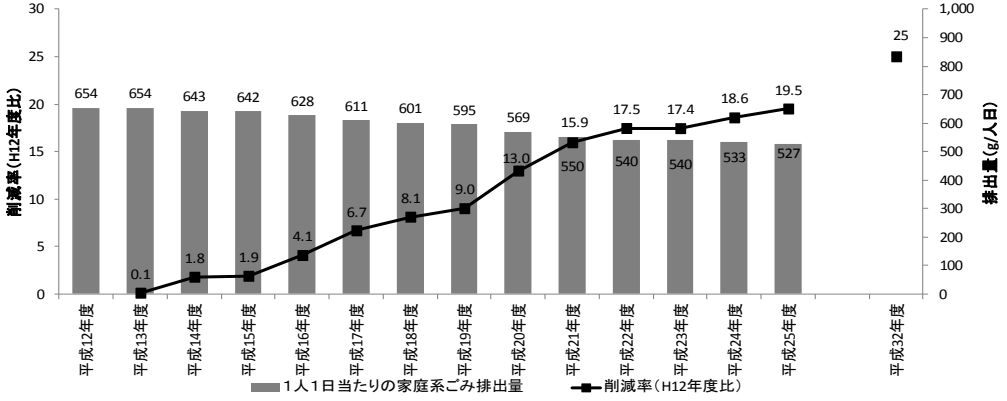

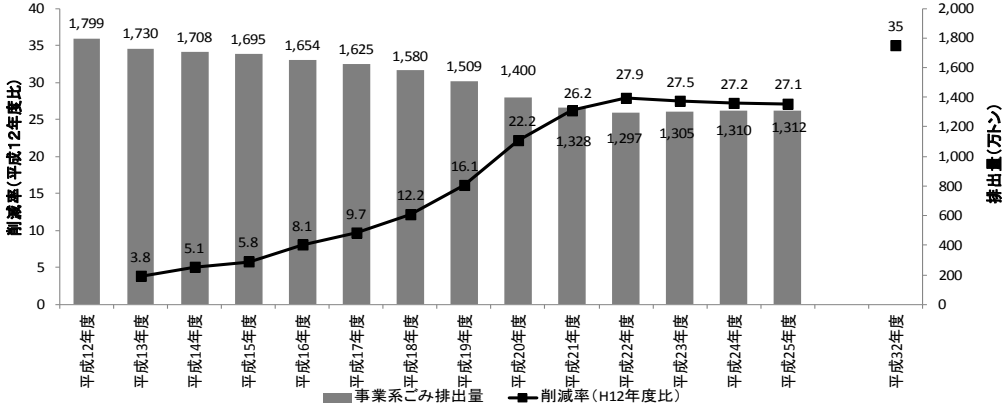

ア １人１日当たりのごみ排出量

平成25年度の1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当たりに換算）は958グラムで、平成12年度比では19.２%削減されました。平成32年度に平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭から排出された1人1日当たりのごみの量（集団回収量、資源ごみ等を除く）は、平成25年度に527グラムと平成12年度比19.５%の削減となりました。平成32年度に平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

ウ 事業系ごみ排出量

「総量」で把握する事業系ごみについては、平成25年度に1,312万トンとなり、平成12年度比で27.1%削減されていますが、近年は横ばいとなっており、更なる取組が必要となっています。

地域特性を活かした地域循環圏の形成

地域循環圏という言葉は、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月閣議決定）で初めて提示されたもので、「**地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていく**」という考え方

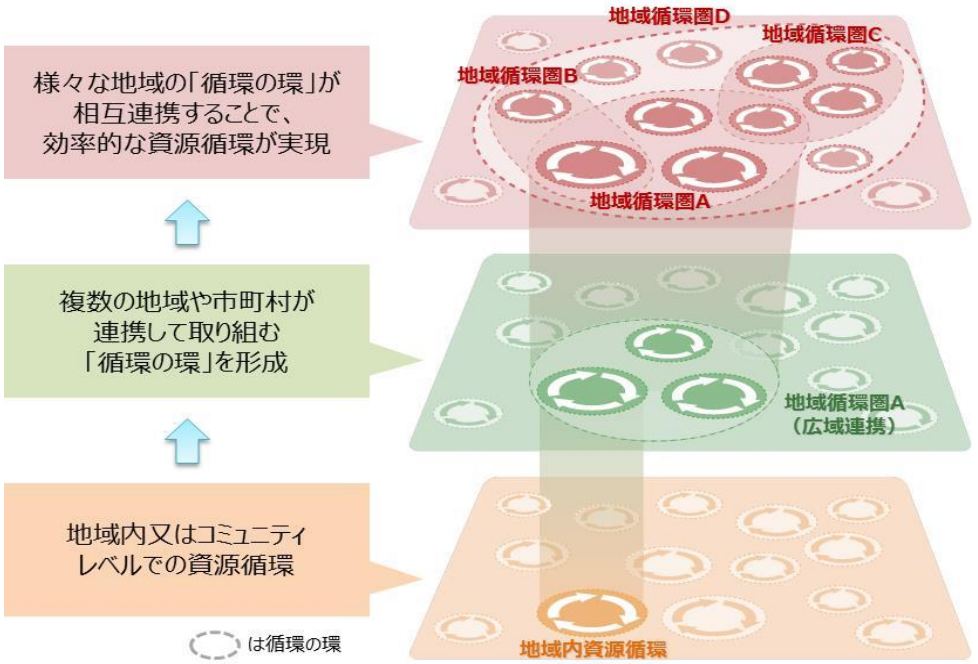

具体例：福岡県大木町

大木町では、「大木町もったいない宣言」を行い、順次、生ごみ、廃プラスチック、紙おむつ等の分別・リサイクルを実施。現在は、近隣市町村と連携した廃プラスチック回収・リサイクルを検討中。

町から出るごみの量及びリサイクル率

	排出量（t）		26年度／17年度	平成25年度1人1日当たり(g)
	平成17年度	平成26年度		
燃やすごみ	3004.9	1273.9	42.4%	240
燃えないごみ	95.9	2.3	2.4%	0.4
資源ごみ	541.1	2098.6	387.8%	396
（内生ごみ）	—	(1183.3)	—	(223)
合計	3641.9	3374.8	92.6%	637・7
リサイクル率	１４．９％	６２．２％	＋４７．３％	

焼却灰のリサイクルは含まない。

資源循環に関する国際動向

世界の天然資源消費量について

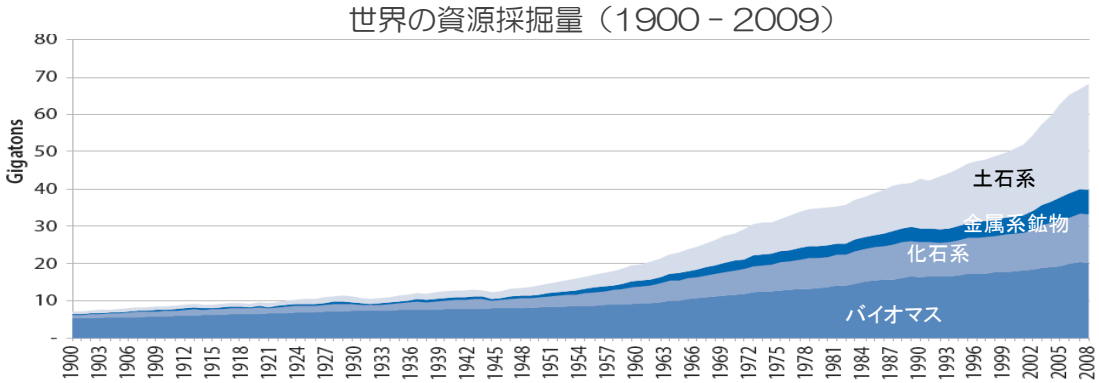

Source: Krausmann et al. (2009).

○ 新興国の急速な工業化、先進国での高い資源消費レベルの維持により、過去に無いレベルまで資源需要が増加

○ 世界の資源消費量は、1900年から10倍、1980年から2倍に増加。

G７富山環境大臣会合（2016年５月）コミュニケ

G7の取組についての進捗を確認するとともに、引き続き、資源効率性・3Rのために率先して継続的に取り組み、経済成長と天然資源利用との分断（デカップリング）を促進することで一致。また、UNEP国際資源パネル及びOECDからの報告を受け、協調した行動によって、環境のみならず、経済成長、技術革新、資源安全保障及び社会開発に多大な関連する便益をもたらすとの認識で一致。共通のビジョン、G7各国による野心的な行動、グローバルな取組の促進、着実なフォローアップを含む「富山物質循環フレームワーク」を採択。

（参考）EU循環経済政策パッケージ（2015. 12. 2）

○ ECが、「輪を結ぶ～循環経済のためのEU行動計画～」を2015年12月２日に発表。

○ 具体的には、循環経済（Circular Economy）への移行を目指す行動計画と廃棄物関係法令改正を欧州議会・理事会に提案。これにより、

・製品や資源の価値を可能な限り長く維持し、廃棄物の発生を最小化

・持続可能で低炭素かつ資源効率的で競争力のある経済を開発

※ 資源効率性とは地球上の限られた資源を、環境へのインパクトを最小化し、持続可能な形で利用すること。より少ない資源投入で、より大きな価値を生み出すことを意味する。

富山物質循環フレームワーク（概要）

○ G7富山環境大臣会合（2016年5月15-16日）のコミュニケ附属書として採択。

○ G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。

○ 持続可能な開発目標（SDGs）及びパリ協定の実施に向けて、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいうべき国際的枠組。

資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョン

○ 我々の共通の目標は、関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することである。

○ こうした社会は、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、自然と調和した持続的な低炭素社会も実現し、雇用を生み、競争力を高め、グリーン成長を実現するものである。

G7各国による野心的な行動

目標1：資源効率性・3Rのための主導的な国内政策

○ 資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全等の政策を包括的に統合し、促進。

○ 規制的手法に加え、事業者による自主的取組等を推進

○ 災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設の整備等

○ 地域の多様な主体間の連携（産業と地域の共生）、消費者対策

具体例：食品ロス・食品廃棄物対策

・SDGsを踏まえ、国内や地域での政策や計画策定など、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けた取組を加速。

目標2：グローバルな資源効率性・3Rの促進

○ G7アライアンス等を通じて、ベストプラクティスや適用可能な最良技術（BAT）、有用な教訓を他の国々と共有。

○ 途上国における資源効率性・資源循環政策の能力構築支援

○ 巨大自然災害を経験する国・地域を支援

○ 上流産業における、再生可能資源の利用を含むリユース、リサイクルのための積極的取組を奨励

具体例：電気電子廃棄物（E-Waste）の管理

・違法取引を防止するため、国際的な協調行動を強化

・適正な管理能力を有しない国から有する国への有害廃棄物の輸出は、環境と資源効率・資源循環に寄与するものと認識

目標3：着実かつ透明性のあるフォローアップ

・国内指標を検討　　・WS等を通じて、本フレームワークのフォローアップ

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更（平成28年1月告示）

- 平成28年1月21日に廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を変更。

主な変更点

廃棄物の減量化の新たな目標量

✓ 第3次循環基本計画の目標設定のために用いられた考え方との整合性等に配慮しつつ、次期目標量（平成32年度（平成24年度比））を以下のとおり設定。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約12%削減	増加を約3%に抑制
再生利用率	約21%から 約27%に増加させる	約55%から 約56%に増加させる
最終処分量	約14%削減	約1%削減

その他の目標量

✓ 平成32年度において、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を500gに削減する。

✓ 一般廃棄物処理施設整備に関して、「焼却された一般廃棄物量のうち発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合」を新たな目標に掲げ、現状（平成24年度：約66%）に対し、平成32年度において約69%に増加させる。

✓ 減量化の目標量の達成に資するため、特に各種リサイクル法に基づく取組が不可欠なものについて、新たに取組目標を追加。

①家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数：
43市町村（平成25年度） → 200市町村（平成30年度）

②家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合：
約59%（平成25年度） → 100%（平成30年度）

③使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合：
約43%（平成25年度） → 80%（平成30年度）

＜参考：一般廃棄物・産業廃棄物の現状（平成24年度）＞

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約4,523万トン	約379百万トン
再生利用率	約21%	約55%
最終処分量	約465万トン	約13百万トン

非常災害時に関する事項の追加

✓ 以下の事項について追記。

- 施策の基本的な考え方
- 災害廃棄物対策に係る各主体の役割
- 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用
- 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

廃棄物処理を取り巻く情勢の変化への対応

✓ 前回変更（平成22年）からの廃棄物処理を取り巻く以下の情勢の変化を踏まえ、記述を追加、更新。

- 第3次循環基本計画の策定
- 各種リサイクル制度の進展等を踏まえた対応
- 廃棄物処理法改正（平成22年法改正）等に関連する対応
- 水俣条約等を踏まえた水銀廃棄物対策
- 処理期限内の処理等のPCB廃棄物対策
- 循環型社会と低炭素社会の統合的実現
- 廃棄物処理施設の効率的な整備の必要性
- 技術開発及び調査研究の推進
- 社会情勢の変化を踏まえた人材育成の重要性　等

廃棄物処理施設整備計画

（平成２５年５月３１日　閣議決定）

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の３の規定に基づき、平成２５年度～２９年度の５カ年の新たな「廃棄物処理施設整備計画」を定める。

■現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、３Ｒの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

※なお、東日本大震災で発生した災害廃棄物については、災害廃棄物処理特措法に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を踏まえ処理を進めていることから、本計画に位置付けていない。

基本的理念

■３Ｒの推進

■強靱な一般廃棄物処理システムの確保

■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

重点目標

■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
- ごみのリサイクル率：22% → 26%
- 最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持

■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
- 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%

■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
- 浄化槽処理人口普及率：９% → 12%

（資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を策定する。）

廃棄物処理システムの方向性

■市町村の一般廃棄物処理システムを通じた３Ｒの推進

■地域住民等の理解と協力の確保

■広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

- 広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
- ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- 資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。

■地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

- 廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。
- 例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。

■廃棄物系バイオマスの利活用の推進

- 廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。

■災害対策の強化

- 廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
- 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。

■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

一般廃棄物処理施設に対する支援の充実について

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援するスキームとして「循環型社会形成推進交付金」がある。
- これまでの循環型社会形成の推進という観点から本交付金により行ってきた廃棄物処理施設への支援に加えて、新たに災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という2つの柱を前面に打ち出し支援を充実。

循環型社会形成の推進

循環型社会形成の推進という観点から、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援することで、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与。

災害時の廃棄物処理システムの強靱化

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化。

地球温暖化対策の強化

エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の導入に向けた改良・更新を支援することで、地球温暖化対策を強化。

「循環型社会形成の推進」に加え、新たな2つの柱を前面に打ち出すことで、地域にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の整備を一層推進。

７．その他

ポイント

□　災害廃棄物対策に関しては、東日本大震災の教訓も受け、昨年、廃棄物処理法等の改正を行ったところであり、関係者の協力の下、実際の災害においても対応を図っている。

□　廃棄物処理法においては、放射性物質汚染に汚染された物は、原則として同法の規制対象の廃棄物に該当しないとされている。放射性物質汚染対処特措法附則において法制度の在り方について検討を行うこととされているが、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際に、同検討についても行うべきとされているところ。

廃棄物の処理に関する災害対策をめぐる動き

想定される大規模な災害時の災害廃棄物・津波堆積物の量

- 南海トラフ地震：災害廃棄物が最大約3.2億トン（東日本大震災の16倍）、津波堆積物が最大約0.3億トン
- 首都直下地震　：災害廃棄物が最大約1.1億トン（東日本大震災の5倍）

東日本大震災以降の制度的対応（H24～H26）

政府全体

- 災害対策基本法
- 国土強靱化基本法
- 大規模な災害からの復興に関する法律
- 南海トラフ地震対策特別措置法
- 首都直下地震対策特別措置法

環境省

- 廃棄物処理施設整備計画の改定（H25.5閣議決定）
- 災害廃棄物対策指針（H26.3策定）

国土強靱化基本計画（H26.6閣議決定）

【回避すべき事態】
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

→ 国土強靱化政策の一環として、災害廃棄物対策を位置付け。

整備計画に「災害対策の強化」を明記

→ 廃棄物処理施設を、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と再認識。

災害廃棄物対策を支援する取組の進展（H25～H27）

- 対策スキームの強化に向け、「台規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を設置。
  - 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」をとりまとめ（H26.3）
  - 「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて（制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方）」をとりまとめ（H27.2）
  - 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針策定（H27.11.16）
  - 大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について（H28.3.30）
- 現場での連携・協力体制を整備
  - 地域ブロック毎の協議の場を設置（H26年度～）
  - 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を発足（H27.9.16）

必要な法整備を実施

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」を国会に提出（H27.3。その後、H27.7制定・公布、H27.8施行）
  - 災害対策に係る国の司令塔機能を強化。
  - 国、地方自治体及び民間事業者の連携・協力、役割分担の責務を明確化。
  - 大規模災害の発生後も適正処理を確保するための処理の方針を明確化（H28.1.21改訂版を告示）。等

廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正（平成27年8月6日施行）の概要及び平成28年熊本地震において想定される活用・適用

平成27年法律第58号

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
- 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
- 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等

を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

（災対法第86条の5第2項関係）

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

【廃棄物処理法の政令（平成27年政令第275号）の改正】
○ 非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（再委託基準）の改正

【熊本県益城町、熊本市ほか】
○ D.Waste-Netを活用し、専門家を派遣（第4条の2）
○ 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置を検討（第9条の3の3の特例）

災害時の廃棄物対策　2つの柱

初期対応

①し尿

→し尿処理業界等からの収集の応援

→し尿処理施設の復旧、広域連携

②-1　生活ごみ・避難所ごみ

●集積所等で悪臭やハエの発生、景観の悪化

→他市町村等からの収集の応援

→廃棄物処理施設の復旧、広域連携

②-2　片付けごみ（災害廃棄物）

●集積所等からあふれ、車や人の往来の支障に

→固形一般廃棄物業界、他市町村等からの応援による収集体制の確立（仮置場等への搬入）

中長期対応

③災害廃棄物

●生活再建・復興の支障

→仮置場の設置と集積

→発生量の推計

→災害廃棄物処理体制の確立

→広域処理体制の構築

放射性物質に汚染された廃棄物に関する廃棄物処理法の適用関係

廃棄物処理法第２条第１項（定義）においては、「放射性物質によって汚染された物」は、同法に基づく規制の対象となる「廃棄物」に該当しないこととされている。

しかし、放射性物質汚染対処特措法第22条において、廃棄物処理法第２条第１項において定められている「廃棄物」の定義を読み替え、当分の間、「放射性物質によって汚染された物」のうち、事故由来放射性物質※によって汚染された物については、

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）や放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の他の法令の規定に基づき廃棄される物

②放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき処理が行われる対策地域内廃棄物及び指定廃棄物

を除き、廃棄物処理法に基づく「廃棄物」に該当することとし、同法に基づく制度の下で処理を行うこととしている。

※平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

↓

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

↓

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査（特措法第16条）

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査（特措法第18条）

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定

※汚染状態が一定基準（8,000Bq/kg）超の廃棄物

↓

国が処理

不法投棄等の禁止

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。
  - ※環境省令において一定の地域にある一定の種類の廃棄物（下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等）を規定。
- 安全評価により、Cs134及びCs137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、安全に処理することが可能であると考えられるが、入念的に、より一層の安全確保を図ろうとするもの。